

入会金は無料、年会費は3,000円です。下記
申込書にご記入の上、FAX でお送りください。
詳しくは、東葛総合法律事務所までご連絡ください。
※会員の特典とし、弁護士の無料相談制度あり

入会申込書

フリガナ

お名前

生年月日／性別

年 月 日 男・女

フリガナ

ご住所 (〒 -)

TEL

FAX

E-mail

フリガナ

お仕事（勤務先など）

送り先 FAX 047-367-1319



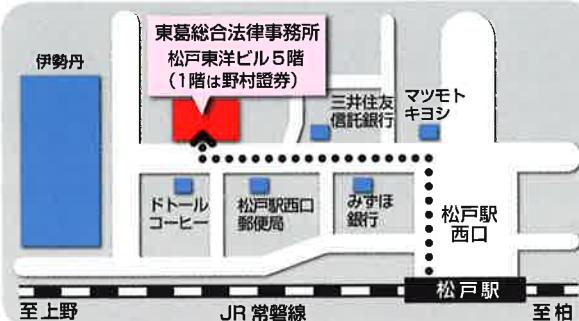
東葛総合
法律事務所 友の会 に関する
お問合せ

☎ 047-367-1313

受付時間 / 9:30~18:00

[土・日・祝日除く]

アクセス 松戸駅西口より徒歩3分



〒271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29 松戸東洋ビル5階
東葛総合法律事務所友の会

TEL:047-367-1313 FAX:047-367-1319

URL <http://tokatsu-law.com/>

東葛総合法律事務所



友の会
tomo-no-kai

～入会のご案内～



* 設立の背景は . . .

東葛総合法律事務所友の会は1979年3月に設立されました。当時松戸市は人口急増に伴いマンション建設ラッシュによる環境破壊や日本一といわれた松戸市の区画整理事業に伴い、不利益を被る地権者の被害などがありました。このような中で、東葛総合法律事務所と共に歩む「友の会」が誕生しました。

* 目的は . . .



東葛総合法律事務所友の会は、会員相互の親睦を図りつつ、身のまわりの法律問題や生活に起きた様々な人権課題を共に考え、取り組み、転ばぬ先の杖としての知識を身に付け、互いにより良き生活を送れるようにすることを目的としています。

* 活動内容は . . .



会員同士や法律事務所との親睦を図るために、旅行や忘年会などを行っています。そして、転ばぬ先の杖『ためになる法律講座』に力を入れています。また、地域の人たちと協力して人権や平和を守る催しも行っています。

* 運営は . . .

毎年1回総会を行い、1年間の目標を決め、役員の選出を行います。毎月役員会を行い、目標を具体的な行事にして実行します。行事は年4~5回行います。会報「友の会だより」を発行しています。



* 会員の顔ぶれは . . .



友の会は老若男女問わずいろんな人に参加していただいている。特別制限はありません。

* 法律事務所との関係は . . .

弁護士事務所の社会的役割を広げていくために事務所と連携しながら、友の会は自主的な運営を行っています。東葛総合法律事務所は地域に敷居の低い弁護士事務所を目指しており、友の会もその目的に賛同して協力しています。また、会員の特典とし、弁護士の無料相談制度があります。

- 1979年 松戸市にて発足
- 1981年 学習会「子供と憲法」開催
- 1983年 西那須野高原へハイキング
- 1984年 5周年祝賀会
- 1988年 布川事件支援
- 1989年 10周年企画
「佐々木愛さんを囲んで」
- 1994年 「坂本弁護士事件激励ハガキ」取り組み
- 1995年 ためになる講座
「いじめについて考える」
- 1998年 20周年記念レセプション
- 2000年 ためになる講座
「あなたが逮捕されたとき」
- 2003年 布川事件支援
「佐藤光政コンサート」
- 2004年 ためになる講座「薬害C型肝炎」「イラクは今」実行委員会参加
- 2006年 「ネルソンさんと語ろう戦争の現実・命の大切さ」実行委員会参加
- 2008年 平和について考える旅 in 沖縄
30周年レセプション
- 2009年 ためになる講座
「湯浅誠が語る・今そこにある貧困」
- 2010年 布川事件記録映画「ショージとタカオ」上映会&トークショー
- 2011年 アーサービナード
「平和利用なーんちゃって」
ヒロシマ、ナガサキ、そしてフクシマ
- 2013年 伊藤真「考えてみよう憲法のこと」
- 2016年 木村草太「考えてみよう憲法のこと2」